

第

2

章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と目標

21 世紀において、本市が、男女の人権が尊重され、社会経済状況の変化に的確に対応できる豊かで活力ある地域社会を創造するためには、市民一人ひとりの個性や自主性が尊重され、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に等しく参画し、その持つ力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を図っていかなければなりません。

「市民意識調査」によると、「今の社会は法律や制度も含め、男性が優遇されている」と考える人が多く、また、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別役割分業観が男性に強く見られるなど、本市においては未だ男女平等の理念が十分行き渡っているとは言いがたい状況にあります。

「男女共同参画社会」の実現にとって、「実質的な男女平等」の確立は、この社会の根幹をなす極めて重要な課題であり、しかも、男女の役割分業意識がこれを阻む大きな要因となっていることから、根気よく啓発を繰り返し、社会全体に男女平等意識の醸成を図っていく必要があります。

また、「男女共同参画社会」は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、どんな境遇にあっても、精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において自己決定できる「自立社会」でなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが、性別役割分業意識にとらわれずに、自ら主体性と責任をもって選択できる力を持つことと個人の意思に基づいた選択ができる社会的な環境を整えていく必要があります。

以上から、いしかり男女共同参画プラン 21 では、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を基本理念とし、次の 5 つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現をめざします。

◇基本目標◇

- I．男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり
- II．あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III．就業における男女共同参画の促進
- IV．自立を支える社会環境の整備
- V．生涯にわたる女性への健康支援



2 計画の目的

この計画は、本市において、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項の定義による。）である男女共同参画社会の実現を目的として、本市が行う女性関連施策の方向と内容を明らかにするとともに、市民や各種団体、企業がこの計画の趣旨を理解し、女性問題への取り組みに参加・協力することを期待するものです。

3 計画の性格

- いしかり女性プラン 21 策定検討委員会から提出された「男女共同参画社会の実現に向けた提言」の趣旨を尊重して策定したものです。
- 「石狩市新総合開発計画＝石狩 21 世紀プラン＝」をはじめ、本市の各種計画との整合を図って策定したものです。
- 「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重するとともに、「男女共同参画 2000 年プラン」の考え方を踏まえて策定したものです。
- 国や時代の動きに対応した適切な施策を推進するため、計画期間の中間年に見直しを行います。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 12 年度（2000 年度）から概ね 10 年間とします。